

平成24年度 第1回 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成24年7月30日(月) 午後6時45分～

■場所 釧路市役所2階 第3委員会室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 議事

- (1) (仮称) 釧路市自治基本条例の検討について
- (2) 山崎委員講演「自治基本条例づくりに向けて」
- (3) 意見交換

5 その他

- (1) 次回の日程について
- (2) 感想記入シートについて

6 閉会

【配布資料】

- 資料1 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会設置要綱
- 資料2 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿
- 資料3 (仮称) 釧路市自治基本条例の検討について
- 資料4 山崎幹根先生略歴
- 資料5 「自治基本条例づくりに向けて」講演レジュメ
- 資料6 感想記入シート

(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 (仮称) 釧路市自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、条例に関する事項について調査・研究及び検討を行うものとする。

(組織等)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 名以内により組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の中から公募により選出された者
- (2) 関係団体より選出された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 釧路市副市長

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長、副委員長及び議長)

第 4 条 検討委員会に委員長、副委員長及び議長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 議長は、釧路市副市長をもってあてる。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、総合政策部都市経営課において処理する。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 委員名簿

氏名	区分	所属・役職
いたくら ひろし 板 倉 弘	公募	
おの しんいち 小 野 信 一	推薦(福祉)	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 事務局長
かわうち まさえ 川 内 雅 恵	推薦(教育)	釧路市PTA連合会 副会長
こいけ りょうすけ 小 池 亮 介	公募	
こばやし ともゆき 小 林 友 幸	推薦(市民活動)	NPO法人わっと 理事長
こまつ まさあき 小 松 正 明	行政	釧路市副市長
すずき なおや 鈴 木 直 哉	推薦(経済)	釧路商工会議所 事務局長
にしむら つよし 西 村 毅	推薦(市民生活)	釧路市連合町内会 会長
ひらま いくこ 平 間 育 子	推薦(市民生活)	釧路市女性団体連絡協議会 会長
みのしま ひろゆき 簗 島 弘 幸	推薦(法務)	釧路弁護士会 副会長
やまざき みきね 山 崎 幹 根	有識者	北海道大学公共政策大学院 教授

(五十音順)

（仮称）釧路市自治基本条例の検討について

H24. 7. 30 釧路市都市経営課

1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市民と行政の関係などの基本ルールを定めた条例で、一般的には「自治体の憲法」とも言われています。

平成 13 年に二セコ町が全国で最初に条例制定して以来、全国では 233 自治体、道内では 43 自治体が制定（※）しています。

（※平成 24 年 3 月現在 NPO 法人公共政策研究所調べ）

2 釧路市が自治基本条例について検討する目的

地域主権の時代を迎え、これまでの国主導の全国画一的な行政から、「地域のことは地域で考え、地域で決めて、その責任も地域で負う」というように『自己決定・自己責任』によるまちづくりへと、自治体運営の仕組みが大きく変わりつつあります。

そのような変化に対応し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、市民一人一人がまちづくりに参加する意識をもった上で、市民と行政がともに自立し、対等な関係でそれぞれの役割を果たす協力関係により、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、釧路市では、平成 20 年に策定した「市民と協働するまちづくり推進指針（以下、「指針」と表記）」に沿って、情報公開制度や市民意見提出手続（パブリックコメント）制度など、個別の施策を進めており、「災害時安否確認・避難支援事業」や「地域防災 DIG を用いた町内会防災事業」等といった、市民と地域コミュニティ、行政が共に協力して、地域の課題に取り組む、具体的な事例も生まれてきております。

「住民自治」の必要性は、東日本大震災の発生を契機に、全国的にも再認識されつつあります。特に地震や津波といった自然災害を警戒すべき地勢にある釧路市にとっては、地域コミュニティを核とした「住民自治」の力を高めていく必要があります。

また、釧路市は平成 24 年 2 月に「都市経営の観点から持続可能な発展を目指す」とした「都市経営戦略プラン」を策定し、その推進する手立ての一つとして「自助・共助・公助による市民協働」を掲げました。策定に先立ち平成 23 年 10 月に開催された「都市経営戦略会議フォーラム」でも、多くのパネリストが「市民協働」の重要性に言及していたところ です。

これらの状況踏まえると、「指針」で示した市民協働の理念をしっかりと維持しながら、

その具現化を一層進めていかなければならない時期に来ていると言えます。

釧路の市民は、過去を振り返ってみても、三度に渡る冬期国体やラムサール条約締約国会議開催時の運営等への主体的な協力や、太平洋炭鉱閉山の際の釧路コールマイン(株)設立に代表されるように、「必要性や意義について共感できるもの」に対しては、「公益」のために短時間で大きな力を結集できるという気質を持っています。

その気質を、今以上にまちづくりに生かして、市民協働の理念の具現化を進めるためには、自治体運営の基本原則・理念を明確にするとともに、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市民と行政の関係などの基本ルールの整備が必要です。

そのため、市民のみなさまからご意見を十分にいただきながら、それらを備えた自治基本条例のあり方について、検討を進めてまいります。

3. 検討の方法

各種団体推薦者、学識経験者、公募委員等からなる、（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会を設立し、「自治基本条例とはなにか」「他の町ではどのような条例がつけられているのか」について共に研究しながら、「釧路市における自治基本条例のあり方」から「どのような内容を盛り込むべきか」等について検討を進めていきます。

平成25年度には、検討結果をとりまとめていただく予定です。

なお、検討委員会の資料や協議結果は、随時、市ホームページに掲載する等、市民のみなさまに検討の経過が十分にわかるよう努めていきます。

4. 検討委員会のスケジュール

【平成24年度】

第1回：平成24年7月30日（月）18:45～

第2回：平成24年8月21日（火）18:45～

第3回：平成24年10月頃 18時以降

第4回：平成24年11月頃 18時以降

第5回：平成25年3月頃 18時以降

【平成25年度】

第6回～第9回：平成25年5月～8月

上記日程は、あくまで事務局の想定であり、委員会での議論の経過によっては、委員会の回数、内容については変更となる可能性がありますので、ご了承下さい。

山崎 幹根 先生 略歴

現職：北海道大学公共政策大学院 教授(地方自治論)

- ・ 1967年三重県生まれ。
- ・ 北海道大学法学部卒業後、釧路公立大学経済学部助教授、北海道大学大学院法学研究科助教授等を経て、平成19年より現職。
- ・ 平成22年度には釧路市都市経営戦略会議の一員として「釧路市の都市経営のあり方に関する提言書」作成に参画。

(公職)

- ・ 北海道市町村合併推進審議委員
- ・ 北海道政策評価委員会委員
- ・ 江別市行政改革推進委員会委員
- ・ 芽室町総合計画審議会アドバイザー
- ・ 斜里町まちづくり基本条例（仮称）策定アドバイザー



自治基本条例づくりに向けて
—第1回釧路市自治基本条例検討委員会—

2012.7.30
北海道大学公共政策大学院
山崎幹根

はじめに

1、「地域主権」時代の市町村の役割

- ① いかに自治の「質」を高めるか
- ② 強い現状維持志向、横並び志向
- ③ 基礎自治体の存在意義はどこにあるのか—「対人サービス」と「土地の管理」
- ④ 変わる市役所と市民との関係—チェック機能と協働と

2、基本条例の策定に際して踏まえるべきことは何か

- ① 市民の権利の保障
- ② 権力（者）統制
- ③ 理念を形にすることの意味
- ④ 即効性はないが実効性があるものに

3、先行自治体のいくつかの実践例

4、具体的な課題に即して条例の必要性を考える—既存の施策や手続きを見直す

- ① 情報公開
 - ・公開、共有方法
 - ・「わかりやすい」情報内容の工夫
- ② 市民参加
 - ・さまざまな参加の手法と実効性を高めるための工夫
 - ・協働、住民投票、長期総合計画の策定・・・
- ③ 予算編成・決定・執行・決算
 - ・納税者に対する説明責任、わかりやすさ、PDCA サイクルの確立
- ④ 市にとって大きな争点となる政策
 - ・大規模施設の建設など
 - ・住民負担を求める増税や新税、手数料などの値上げ
 - ・市が行っていた事業やサービスを縮小・撤退する場合
- ⑤ 権力（者）の統制
 - ・市長
 - ・市職員
 - ・市議会（議員）

おわりに 釧路市のいままでの経験に即した基本条例を

FAX送信先：0154-22-4473

資料6

(釧路市都市経営課宛)

感想記入シート

第1回検討委員会（平成24年7月30日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail ku8068@city.kushiro.hokkaido.jp